

令和7年度琴浦町地域おこし協力隊募集要項【事業提案型】

1. 琴浦町の紹介・目的

琴浦町は鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は中国地方最高峰・大山に面した、農業、漁業、商工業が盛んな人口およそ16,000人ほどの小さな町です。日本の滝百選にも選ばれた「大山滝」などの美しい水の恵みを受け、地酒や牛乳、二十世紀梨、全国の品評会でも高い評価を受けた牛肉など多くの特産品があり、ます。また、琴浦町には室町時代の南北朝の動乱を描いた太平記の舞台となった「船上山」などもあり、歴史・自然・産業ともに魅力いっぱいの町です。小さいけれど、景色も、食も、人もどこを切り取ってもたくさんのワクワクが詰まっており、「小さいくせに全部ある 惑星コトウラ」として町のブランディングや魅力発掘に取り組んでいます。

しかし、人口減少や少子高齢化により、町内の空き家増加や、地域の担い手不足による地域活動の維持が困難になるなどの問題が生じている中、町としても地域おこし協力隊員と共に課題解決に向けより一層取り組みを強化していきたいと考えております。

また、行政課題と隊員自身が希望する取り組みのミスマッチ発生を防ぎ、卒業後の定着を図るため、地域おこし協力隊員には、行政事務に関わる隊員ではなく、卒業後の生業づくりを見据えた活動をしていただきたいと考えております。

そこで、琴浦町の地域資源を活用しながら新たな視点・アイディアによる地域の課題解決や地域の元気づくりに取り組んでいただける事業提案型の地域おこし協力隊員を募集します。

琴浦町で仕事がしたい、住民の方と一緒にまちづくりに取り組みたい、将来、琴浦町内で起業したい方など、これまでの実績や人脈、経験やスキル等を活かした自由な提案をお待ちしております。

2. 募集人数

1名

3. 活動の種類業務内容

「事業提案型地域おこし協力隊」として、提案書のレポート及び面接時のプレゼンテーションで提案された事業を地域住民や関係団体、行政等と連携・協力して推進していただきます。皆さまの経験やスキル等を活かした事業を自由にご提案ください。

※最終的な業務内容については、面接後、企画政策課と合格者で打合わせを行い、決定します。

活動の種類（例）

- (1) 道の駅を拠点とした賑わいづくり
- (2) 地域資源を活用した地域の活性化
- (3) 空き家の利活用に関する活動
- (4) 地域コミュニティ活動の支援
- (5) 町有地・町有施設を有効活用した地域の活性化
- (6) SNS等を活用した地域の魅力発信
- (7) その他地域づくりに関し町長が必要と認める活動

※上記はあくまでも例ですので、皆さまの経験やスキル等を活かした事業を自由にご提案ください。

4. 応募資格

- (1) 年齢が令和7年4月1日現在で18歳以上の方
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）から琴浦町に住民票を移し、居住できる方
- (2) 次に該当しない方
 - ①成年被後見人及び被保佐人
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）から琴浦町に住所を移し、居住できる方
- (3 4) 普通自動車運転免許を持っている方
- (4 5) パソコン（ワード、エクセル及びインターネットなど）の一般的な操作やSNSを活用した情報発信ができる方
- (5 6) 任期終了後も琴浦町に定住し、起業しようとする意欲のある方
- (6 7) 地域住民や地域団体とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲を持って活動できる方
- (7) 次に該当しない方
 - ①成年被後見人及び被保佐人
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

5. 雇用形態

琴浦町一般職の会計年度任用職員として琴浦町長が任用します。

6. 任用期間

令和8年1月1日～令和8年3月31日（任用期間は、活動に取り組む姿勢・成果等を考慮して、年度単位で更新することとし、最長3年間任用します。）

7. 賃金等

(1) 賃金：月額211,800円

※社会保険料等の本人負担分が差し引かれます

※期末勤勉手当あり（※令和7年4月時点の期間率あり）

(2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険

8. 住居

活動期間中の住居は琴浦町が用意しますが、隊員自身で希望の住居を探すことも可能です。ただし、琴浦町内に居住していただきます。光熱水費、通信費、燃料費等は隊員負担とし、住居の賃借料は琴浦町が一部補助します。

9. 勤務地

琴浦町内

10. 勤務日・勤務時間・休日

(1) 勤務日・勤務時間

週35時間勤務（7時間を5日間）を基本とします。

必要に応じて勤務時間の変更および休日等の勤務もあります。

(2) 休日等

土日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 休暇

有給休暇（任期に応じて付与）、特別休暇（夏季休暇、忌引き等）

12. 応募方法

(1) 提出資料

①応募用紙・提案書

・別紙の応募用紙及び提案書にご記入のうえ、締切日までに琴浦町企画政策課に郵送又はご持参ください。

②プレゼンテーション資料

・任意様式

・自己PRとあわせて、取り組みたい事業の計画や、卒業後の地域資源を活用したビジネスの提案など、独自の発想とアイデアで提案資料を作成してください。

(2) 申し込み・問い合わせ先

琴浦町企画政策課 移住定住推進室（担当：西村）
住所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2
電話：0858-52-1708 FAX：0858-49-0000
メール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp

1 1. 応募期間

令和7年11月4日（火）か11月28日（金）まで
※郵送もしくはメールで受け付けます。

1 3. 選考の流れ

(1) 1次選考（書類選考）

応募用紙をもとに書類選考を行い、可否の結果を文書で通知します。

(2) 2次選考（個人面接・プレゼンテーションによる選考）

1次選考合格者を対象に、12月初旬頃に琴浦町役場にて面接による選考を行います。（※1次選考後、可否の結果文書にあわせて面接時間について通知します。）

※面接予定日の都合が悪い方は、相談に応じます。

※面接会場への移動にかかる経費は応募者負担となります。

(3) 審査会による最終選考

審査会を開いて審査し、最終選考を行います。選考結果につきましては、文書にて通知します。

(4) 業務内容の打ち合わせ

合格者は、提案いただいた事業をもとに、業務内容について企画政策課と別途打ち合わせを行います。

1 4. 評価基準審査

応募書類をもとに副町長、企画政策課長、その他企画政策課で任命する者で審査会を開いて審査を行い、おおむね10日以内に審査結果を通知します。審査の経緯及び内容に関しての問合せには応じず、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

【審査会における評価基準】

(1) 応募資格

応募資格を満たしているか。

(2) 明確性

実施する事業内容が明確であるか。

(3) 実現可能性

事業計画がしっかりと立てられており、計画に沿って遂行できる体制が組まれているか。

(4) 収益性

将来的に地域おこし協力隊制度を頼らずに、事業として自走していくことができる見込みがあるか。

(5) 社会性

隊員の活動が琴浦町の課題解決や地域発展（琴浦町の経済活動の活性化又は雇用創出、次世代の起業家育成、生活環境の向上等）に貢献する見込みがあるか。

※審査の経緯及び内容に関する問合せには応じず、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。